



平成 21 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 日 本 製 麻 株 式 会 社  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 中 本 広 太 郎  
(コード番号 3306 東証第 2 部)  
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 部 長 道 本 清 春  
(TEL. 078-332-8251)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 81 期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、当社が発行する普通株式が電子化されたことから、株券の発行について定めた現行定款第 7 条を削除するとともに、現行定款第 8 条から第 10 条までの条数を各 1 条ずつ順次繰り上げるほか、現行定款第 9 条から第 12 条までについて所要の変更を行うものであります。  
また、株券喪失登録簿の事務に関しては、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成し備え置かなければならないことから、附則として所要の規定を設けるものであります。
- (2) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、当社株式の大量買付行為に対する対応策(以下「本プラン」といいます。)を導入することを平成 21 年 5 月 13 日開催の取締役会で決議いたしましたが、近時の買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、その対応策における新株予約権の無償割当ての決定を株主の皆様の意思に基づいて行うべく、株主総会決議により新株予約権の無償割当てに関する事項を決定するか、または、株主総会で一定の条件を定めて、当該条件に従って新株予約権無償割当てに関する事項を決定することを取締役に委任していただくことが、望ましいと考えております。

そこで、買収防衛策の一環として行われる新株予約権無償割当ての決定機関について法的な根拠規定を明確にするため、規定を新設するものであります（変更案第10条）。

- (3) また、無償割当された新株予約権の取得又は行使により当社普通株式を交付するため、発行可能株式総数を7,200万株から9,000万株へ変更するものであります（変更案第6条）。

(注) 買収防衛策の具体的な内容等、詳細につきましては、本日付で別途開示しております「会社の支配に関する基本方針および当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について」をご参照ください。

## 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月26日（金）
定款変更の効力発生日	平成21年6月26日（金）

以上

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は<u>7,200</u>万株とする。</p> <p><u>(株券の発行)</u> 第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は1,000株とする。 2. <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u> <u>ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(新設)</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は<u>9,000</u>万株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は1,000株とする。 (削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p><u>(新株予約権無償割当てに関する事項の決定)</u> 第10条 <u>当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のためになされる、新株予約権のうち一定の者はその行使または取得に当たり他の新株予約権者とは異なる取扱いを受ける旨の条件を付した新株予約権に係る新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議の委任による取締役会の決議により決定する。</u></p>

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 13 条～第 43 条 (条文省略)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当社における株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよびその手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 13 条～第 43 条 (現行どおり)

附 則

第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削除するものとする。

以 上